

[本市における取り組みを、さまざまなかたちで発信しています。]

information

計画の
あらまし

《 第二期 倉敷市子ども・子育て支援事業計画 》

くらしき子ども未来プラン 後期計画

(令和 2 年度 ~ 6 年度)

計画の位置付け

子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法(第 61 条第 1 項)に基づく計画です。また、「次世代育成支援行動計画」「健やか親子 2 1」「ひとり親家庭自立促進計画」「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」の内容を含みます。

計画の対象

すべての“子ども”と“子育て家庭”

本計画が支える対象は、障がい・疾病・虐待・貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもや、その保護者・家族を含むすべての子ども(お腹の中~18歳未満)と子育て家庭です。ただし、子ども・若者計画に係る施策の対象は30歳未満の者とし、雇用など特定の分野においては40歳未満の者も含まれます。

計画の期間

令和 2 年度 ~ 6 年度 (5 年間)

令和 2 年 2 月

倉 敷 市

くらしき子育て応援サイト 「たのしく子育て あのねっと!」

子育て支援に関する行政情報や、子育て支援団体情報など、さまざまな情報を集約した子育てポータルサイトです。



倉敷市 あのねっと 検索

パンフレットスタンド

「子育て支援情報コーナー」

地域子育て支援拠点、児童館・児童センターの楽しいイベント情報などが載っているチラシを置いています。

【設置場所】

本庁、各支所(玉島支所以外)、市保健所、ライフパーク倉敷、児島・玉島市民交流センター、児童館・児童センター、イオンモール倉敷、天満屋倉敷店



この看板が目印です

「子育てハンドブック」・ 「子育て応援!マップ」

妊娠から就学までの子育てに関する情報(各種制度・手続、施設など)をまとめた「子育てハンドブック」と、市内の赤ちゃんの駅や子育て支援施設、おすすめスポット(遊具のある公園など)を紹介した「子育て応援!マップ」を発行しています。



子育て応援マップ



子育てハンドブック

【入手方法】

妊娠の届け出の際におよこ健康手帳と一緒にお渡ししています。また、子育て支援情報コーナーや地域子育て支援拠点に設置しています。

「赤ちゃんの駅」に協力して いただける民間施設を募集!

赤ちゃん連れの家族が安心して外出を楽しむことができるよう、おむつ替えや授乳などができる施設を、市では「赤ちゃんの駅」として認定しています。

「赤ちゃんの駅」を充実させるために、協力していただける民間の店舗を募集しています。

認定施設には岡山市などと共通のステッカーを提供し、市ホームページなどで紹介しています。



このステッカー
が目印です

倉敷市 赤ちゃんの駅 検索

※認定には基準があります

「高梁川流域 親子 de おでかけマップ」

高梁川流域7市3町のおすすめコースや施設を紹介しています。小さなお子様と楽しめるおでかけスポットが満載です。



高梁川流域親子 de おでかけ WEB 検索

【問い合わせ先】

保健福祉局 子ども未来部 子育て支援課

TEL 086-426-3314 FAX 086-427-7335

E-mail: wlfcd@city.kurashiki.okayama.jp

基本理念

すべての子どもが 幸せに暮らせるまち

この基本理念は、私たちが将来に求める“まちのあるべき姿”であり、この計画に基づく子ども・子育て支援の取り組みが向かう先を照らしています。

倉敷市では、子ども・子育てに係る最上位の規範として「倉敷市子ども条例」を定めており、その前文の中で、すべての子どもが未来の希望であり、まちのかけがえのない宝であること、子どもがこの地で健やかに学び育つことを保障することが大人の責務であることなどを示すとともに、「倉敷市で育つすべての子どもが幸せに暮らせること」をめざし各条項を掲げています。

条例の内容、込められた想いは、すべて日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念を踏まえたものであると同時に、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的」として施行された子ども・子育て支援法及び同法に基づく基本指針に即しています。すなわち、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすと同時に、相互に協力して行われなければならない。」というものです。

こうしたことを踏まえて、この計画の基本理念を「すべての子どもが幸せに暮らせるまち」とし、家庭、学校園等、地域、団体、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら、子どもが幸せに暮らせることを第一に尊重してまいります。



施策の体系

この基本理念のもと、

「子ども」「子育て」「地域」の3つの視点を【柱】に、それぞれ4つの【施策領域】を設け、本計画の施策目標を次のとおり設定しています。

柱	施策領域	施策目標	市の取り組み
子ども 「子ども」の幸せをいちばんに	人権尊重	すべての子どもが守られ、その子らしさを尊重されている	① 子どもの人権についての教育・啓発を推進する ② 学校園等における人権教育を推進する ③ 児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応を充実させる
	母子保健・医療	妊娠・出産の安心が保たれ、子どもが健やかに育っている	④ 母子の健康の確保・増進を図る ⑤ 子どもの発達段階に応じた食育を推進する ⑥ 地域保健・小児救急医療体制を充実させる
	就学前教育・保育	子どもが、その子に必要な就学前教育・保育を受けている	⑦ 就学前教育・保育実践の改善・向上を図る ⑧ 就学前教育・保育施設における子どもの健康や安全を確保する ⑨ 就学前教育・保育基盤を強化する
子育て 「子育て」の笑顔をたいせつに	生きる力	子どもが豊かな個性と創造力を伸ばし、「生きる力」を育てている	⑩ 学校教育の環境や学習内容を充実させる ⑪ 様々な体験や活動を通じて学ぶ場、機会を充実させる ⑫ 思春期保健対策や相談体制を充実させる ⑬ 子どもの貧困状態が改善され、大人になって貧困状態にならないよう、切れ目なく支援する
	家庭・家族	家族みんなで協力し、子育てを楽しんでいる	⑭ 男女平等と共同参画を推進する ⑮ 男性の育児参加を促進する ⑯ 子どもと一緒に楽しめる機会を充実させる
	親育ち	親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、育ちあっている	⑰ 親子や親同士の交流、子育ての仲間づくりを促進する ⑱ 子育ての相談体制を充実させる ⑲ 子育てに関する情報発信を充実させる
	子育て支援	身近な地域で、地域性を生かした子育て支援を行っている	⑳ 地域の子育て支援拠点を充実させる ㉑ 安心して子どもが生活できる場所を確保する ㉒ 子育ての支え合いのしくみを充実させる
地域 子どもと子育てに「地域」のぬくもりを	安心・ゆとり	総合的な支援により、すべての家庭が安心とゆとりをもって子育てをしている	㉓ ひとり親家庭への支援を充実させる ㉔ 障がいのある子どもと、その家族に対する生活支援を充実させる ㉕ 子育てに伴う経済的負担を軽減する ㉖ 様々な困難を抱える家庭の生活課題に着目し、寄り添う支援をする
	地域連携	地域コミュニティに強い絆とネットワークがあり、子どもと子育てを支えている	㉗ 子育てボランティアを育成するとともに、組織づくりと活動を支援する ㉘ 地域と学校・大学との連携を進める ㉙ お互いのつながりを強め、地域の子育て力を高める ㉚ 福祉や教育、地域が協働し、困難を抱える家庭を支える体制づくりを促進する
	就労環境	子育てを応援する職場が増え、子育てと仕事を両立できる環境が整っている	㉛ 育児休業制度などの利用を促進する ㉜ 子育てしやすい職場環境づくりを促進する ㉝ 出産・育児後の再就職の支援を充実させる
	安全環境	子どもや子ども連れの人にとって、安全で住みやすいまちとなっている	㉞ バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する ㉟ 子どもの事故防止対策を充実させる ㊱ 子どもを犯罪等から守るための活動を推進する
	青少年	子ども・若者が大切にされ、子育てがまち全体から応援されている	㊲ 子ども・若者の、将来を拓く力を応援する ㊳ 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する ㊴ 地域とともに青少年の健全育成を進める